

横浜雙葉高等学校

2, 3年生保護者 様

高等学校等就学支援金【新制度】について

高等学校等就学支援金とは、世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する国の返還不要の制度です。

申請しなければ受けることが出来ませんので、必ず全世帯ご申請ください。

申請方法について

以前配布済の「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、オンライン申請システム (e-shien) (下記参照) にログインの上、必要事項を入力し、申請期限までにシステム上で提出を行ってください。

申請をしない場合も意向登録が必要です。申請しない場合は、「受給資格認定書を提出しません。」で登録をお願いいたします。昨年、臨時支援金を受けられた方は、意向登録は済んでいますので、認定申請より先をご入力ください。必ず同封の「高等学校等就学支援金 申請手続き 新入生等用」をご確認の上、お手続きください。

詳しい申請方法は文部科学省ホームページ (下記参照) にも掲載がありますので、期限内に申請をお願いいたします。

申請期限 令和8年4月30日 (木)

オンライン申請システム (e-shien) ログイン画面 ※「ID・パスワード」でログイン

URL : <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

QRコード :



文部科学省ホームページ

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

QRコード :



【重要】

※ログインID・パスワード通知書は3年間使用します。大切に保管下さいますようお願いいたします。

学校法人横浜雙葉学園
法人事務局
横浜市中区山手町88番地
045 (662) 7037

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和8年4月受付)

申請をしなければ就学支援金等の支援を受けることができませんので必ず全世帯ご申請ください!

○ **申請をしない場合も意向登録が必要です。**

○ **4月30日(木)までに**、次の手続きを行ってください。

I 意向登録手続き (新入生及び在校生で就学支援金を申請したことがない方のみ)

「意向の登録(就学支援金を申請する・しない)」については、全員登録する必要があります。e-Shien システムにて申請してください。

<e-Shien ログイン画面>

II 申請手続き



(<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)

日本国籍をお持ちの生徒等⇒オンライン申請を行ってください。

(1) e-Shien システムにログインしてください。

(2) 配付された「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、システム上で申請を行ってください。
2, 3 年生は昨年以前にお配りしている通知書をご利用下さい。
紛失等された場合は、法人事務局までご連絡ください。

※併せて、添付のリーフレットをご確認ください。

新入生及び就学支援金を初めて申請する方：新入生等用リーフレットをご確認ください。

令和8年3月末時点で受給資格がある方：受給資格認定者用リーフレットをご確認ください。

e-Shien の操作で困ったら…

e-Shien 利用者マニュアルをご確認ください。

日本国籍をお持ちでない生徒等※⇒書類での申請が必要です。

※オンラインでの申請ができない日本国籍をお持ちの生徒等を含む

申請書類等のご案内をご郵送いたしますので、法人事務局までご連絡ください。



手続きいただく前に必ずご一読ください！

高等学校等就学支援金 よくある質問(Q&A)

Q 1 e-Shien (高等学校等就学支援金事務処理システム) のログイン方法は？

A 1 次のアドレスにスマートフォン等でアクセスし、学校から配布された「高等学校等就学支援金ログイン ID 通知書(※)」を確認の上、お手続きください。

(※)紛失した場合は、法人事務局に再発行を依頼してください。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/> (ログイン画面)

(ログイン画面)



Q 2 申請を行うにあたり、マニュアルを参照したいが、どうすれば見られるのか？
また、操作方法が分からない場合、どうすればよいか？

A 2 <下図もご確認ください>申請画面上部の「ヘルプ」よりマニュアルを、「FAQ」よりよくある質問を参照することができます。また「チャットで質問する」によりチャットボットによる案内を受けることができます(※1)。それでもなお不明点がある場合には、ヘルプデスクにメールでお問い合わせ(※2)ください。

(マニュアル等)



(※1)スマートフォンの場合、申請画面右上の「≡ (メニュー)」より「ヘルプ」と「FAQ」を表示させることができます。

(※2)「チャットボット」に「ヘルプデスク」と入力し「電話で問合せしたい」を選択すると、ヘルプデスクへの連絡方法が御案内されます(問合せ方法はメールのみです)。

Q 3 申請を誤ってしまったが、申請内容を修正するにはどうすればよいか？

A 3 申請内容に誤りがある場合、法人事務局に連絡してください。

Q 4 申請が本当にできているか不安で、確認したいがどうすれば確認できるか？
また、申請した内容を確認するにはどうすればよいか？

A 4 ログイン後、「認定状況」に申請日と申請名が表示されていれば、申請が完了しています。(審査結果は追って法人事務局より通知されます。※e-Shien で認定結果を確認することはできません。)

「審査状況」が「不受理」となっている場合は法人事務局にお問い合わせください。

また、「詳細」の「表示」より申請内容を確認いただくことができます。

<スマートフォンの場合>

The screenshot shows the e-Shien mobile app interface. At the top left, the text 'e-Shien' is displayed. Below it, the text '高等学校等就学支援金オンライン申請システム' is visible. In the top right corner, there is a red-bordered box containing a hamburger menu icon (three horizontal lines). A blue line points from this icon to a text box on the right. In the bottom right corner, there is another red-bordered box containing a question mark icon and the text 'チャットで質問する'. A blue line points from this icon to the same text box on the right.

<Q 2 関係>
マニュアル・FAQ・チャットボットはこちらから利用できます。
「≡ (メニュー)」より「ヘルプ」と「FAQ」を表示させることができます。

高等学校等就学支援金

(申請手続き)

【新入生等用】

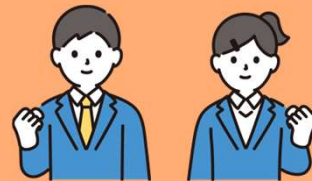
※新入生の方、在校生で昨年臨時支援金を受けられた方、在校生でこれまで受給資格を得ていない方はこの資料を使用して下さい。
在校生で昨年臨時支援金を受けられた方は、意向登録は済んでいますので、認定申請より先をご入力ください。

- このリーフレットは、高校生等の学びを支えるための授業料支援である「高等学校等就学支援金」を受給するための申請手続きの案内です。

大切なお知らせ



高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、**授業料を支援**する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、**授業料以外**の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等**

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例
(支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。

支給上限額

45万7200円

【所得上限なし】

年収目安



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件

高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等

- ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等
- ④永住者の配偶者等
- ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類
・住民票の写し（原本）
・特別永住者証明書の写し（コピー）
・在留カードの写し（コピー）

(家族滞在は以下の書類も提出)
・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書



申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。
※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。



高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

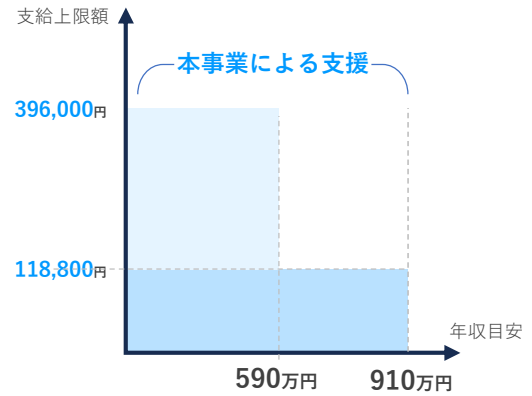


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者 （在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



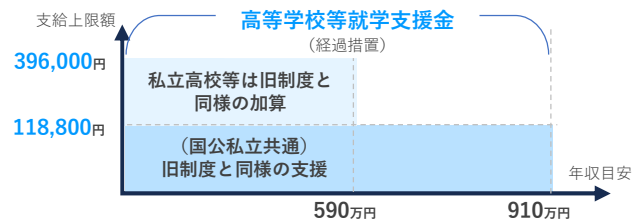
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

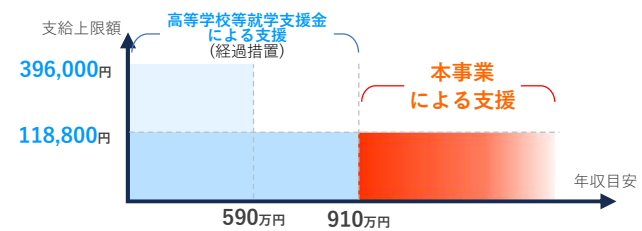
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

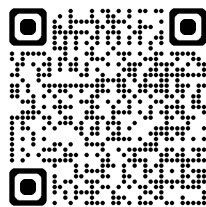
※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

高等学校等就学支援金【新制度】

【日本国籍の生徒等（オンライン申請用）】

- 学校によって、日本国籍の方は、オンライン申請が利用できる場合があります。
- 学校からID・パスワードの案内があった場合には、以下のURLからアクセスし、手続きを行ってください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

●e-Shienオンライン申請システム



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

●e-Shienオンライン申請システム利用マニュアル



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

高等学校等就学支援金【新制度】

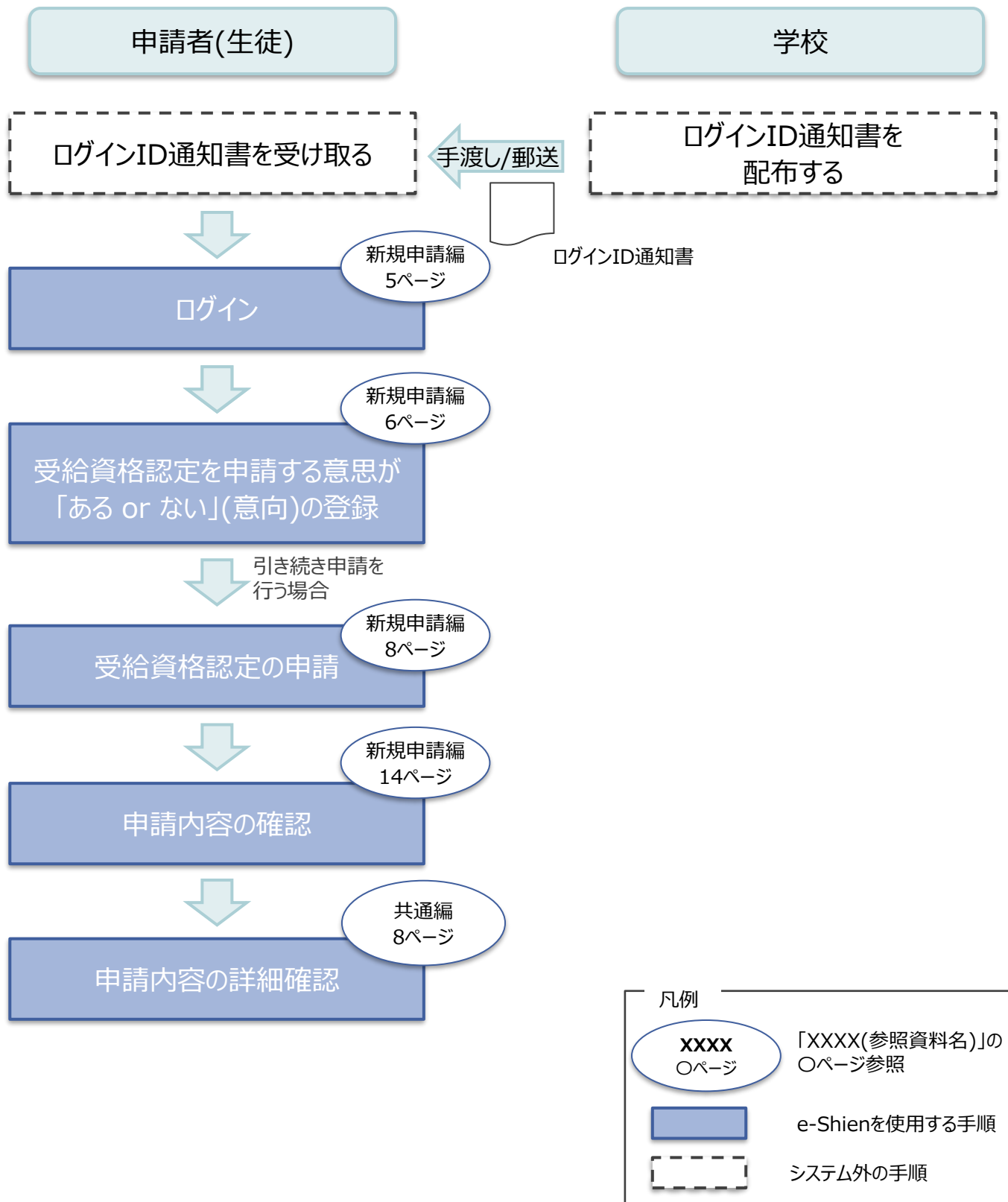
【日本国籍以外の生徒等（書類申請用）】

- 日本国籍以外の生徒等は、書類による申請となります。
- 法人事務局 045-662-7037 へご連絡ください。
申請書類をご郵送いたします。

1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。
(共通編(令和8年4月申請向け)マニュアルの4ページと同じ記載です。)

受給資格認定の申請 (4月の入学時・転入時 等)



2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID
学校から配布された「ログインID通知書」のログインIDを入力してください。

パスワード
パスワードを入力してください。

I パスワードを表示する

A 言語(Language)
II 日本語
利用する言語を選択してください。(Please select your language.)

2 ログイン

III ※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。
※利用規約はこちら

IV 利用可能なOS・ブラウザについて

3 チャットで質問する

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1 ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英字大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m

*「1」… 数字のイチ
「I」… 英小文字のエル
「1」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「O」… 英大文字のオー
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。
6ページへ
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。
※令和8年4月オンライン申請向けのチャットボットのセクションをご覧ください

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。
- IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

学校名 ローカル国立〇〇高等学校 (学年期) (学校管理団体なし) ログインID 80879307 ユーザ名 支援 太郎

新規申請 ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

意向登録

1 2 3
意向登録 意向登録 登録完了
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 **必須**

- 1 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。
 高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、必ず受給資格認定を学校が定める期限までに申請して下さい。期限以降に学校へ受給資格認定申請のあったときは、受給資格認定申請のあった月からの支給となり、遡って受給することはできません。

✓ 意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

- 2 高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請します。
 受給資格認定申請書を提出しません。

3 入力内容確認

< マイページに戻る

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
 - 就学支援金の支給を希望する場合
➡ 上部：申請をします。
 - 受給資格認定の申請を行わない場合
➡ 下部：申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

7ページへ

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

意向登録確認



登録内容

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請します。

I

← 意向登録に戻る

1

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- I 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

意向登録結果



意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。

意向なしの場合、以上で完了となります。

受付番号

R-26-079-02-0001-0001

申請内容

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請します。

← マイページに戻る

1

続けて受給資格認定申請を行う >

手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

・申請をする場合

➡ 「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

8ページへ

・申請をしない場合

➡ 手続きは完了です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。

学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)の登録が必要となります。(8~14ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- 7ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面(1/2)

1 記入上の注意 留意事項

手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。

9ページへ

補足

- メールアドレスについては生徒情報画面でのみ登録可能となります。通知を受信されたい方のメールアドレスを登録してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

2. 認定申請登録 (生徒情報) 画面(2/2)

申請対象時期 **必須**

2026年3月31日以前の申請
 2026年4月1日以降の申請

申請日とはなく、適用開始年月を基準に選択してください。適用開始年月が2026年3月31日までの場合は「2026年3月31日以前の申請」、2026年4月1日以降の場合は「2026年4月1日以降の申請」を選択してください。

1 国籍 **必須**

日本国
 日本国以外

---選択してください---

在留資格

国籍が「日本国以外」の人のみ回答してください。

国籍が「日本国以外」の人は以下の、「在留資格等に関する事項」を回答してください。在留資格等に関する事項

在留資格証明書

システム

「システム」を選択した場合は上記の「在留資格等に関する事項」を回答し、必要な在留資格証明書をアップロードしてください。

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- 1 ファイルは2件以下にしてください。
- 2 サイズは5MB以下としてください。
- 3 形式は、JPEG形式(拡張子:jpg、.jpeg)又はPDF形式としてください。

ファイルを選択 選択されていません

画像登録時にエラーが発生した場合

システム外

(例) 2035年01月01日

**国籍項目「日本国」を選択した場合、
入力は不要です**

在留期間

在留期間が「実住者」の人のみ回答してください。

国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国していませんか？

はい
 いいえ

初入学時期

在留期間が「滞在許可」の人のみ回答してください。

日本の小学校から中学校までを卒業（終了）していますか？

している
 していない

日本学校卒業有無

在留期間が「滞在許可」の人のみ回答してください。

日本に就労して定着する意思はありますか？

あり
 なし

就労定着意思

在留期間が「滞在許可」の人のみ回答してください。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再送信が必要になります。未入力項目がないか必ず確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

< マイページに戻る

2 学校情報入力 >

手順

- 1 国籍項目を選択してください。
- 2 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

- ・ 国籍項目を「日本国以外」に選択する必要がある場合には、システムでの申請ではなく、紙の申請書に必要な事項を記載のうえ、国籍・在留資格が確認できる資料をその申請書に添付したうえで、学校の指定する窓口へ提出してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム ? チャットで質問する ? ヘルプ ? FAQ ログアウト

学校名 ローカル県立〇〇高等学校【学年制】(学校管理団体なし) ログインID 80879307 ユーザ名 支援 太郎

認定申請登録 (学校情報) 記入上の注意 留意事項

1 2 3 4
生徒情報入力 学校情報入力 入力内容確認 申請完了

1

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称	ローカル県立〇〇高等学校【学年制】(学校管理団体なし)
在学期間 <small>必須</small>	2026年04月01日 ~ 現在
うち支給停止期間 <small>必須</small>	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
学校の種類・課程・学科	都道府県立 高等学校 (全日制)

2

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 開く +

II < 認定申請登録 (生徒情報) に戻る

3 入力内容確認 >

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

↓ うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

認定申請登録 (学校情報) 記入上の注意 留意事項

1 2 3 4
生徒情報入力 学校情報入力 入力内容確認 申請完了

II

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称	ローカル県立〇〇高等学校【学年制】(学校管理団体なし)
在学期間 <small>必須</small>	2026年04月01日 ~ 現在
うち支給停止期間 <small>必須</small>	<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし
学校の種類・課程・学科	都道府県立 高等学校 (全日制)

I-2 (例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日 +

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 開く +

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
 - ・過去に他の学校に在籍した期間がない場合 → 3に進みます。
 - ・過去に他の学校に在籍した期間がある場合 → 11ページへ
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。
 - 12ページへ

補足

- I-1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- I-2 支給が停止されていた期間を入力します。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (2/2)

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 ローカル県立〇〇高等学校【学年制】 (学校管理団体なし)

在学期間 必須 2026年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須

支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。

支給停止期間とは

(例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

学校の種類・課程・学科 都道府県立 高等学校 (全日制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 開く +

← 認定申請登録 (生徒情報) に戻る 入力内容確認 >

手順

- 1 「開く」ボタンをクリックします。
- 2 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

12ページへ

「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 ローカル県立〇〇高等学校【学年制】 (学校管理団体なし)

在学期間 必須 2026年04月01日 ~ 現在

うち支給停止期間 必須

支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。

支給停止期間とは

学校の種類・課程・学科 都道府県立 高等学校 (全日制)

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 閉じる -

在学期間追加 +

補足

- I 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進むとするとエラーになります。
- II 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- III 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出してください。

2

III

学校の名称 必須 (例) 〇〇県立〇〇高等学校

在学期間 必須 (例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

うち支給停止期間 必須

支給停止期間は、休学等により、就学支援金を受給していなかった期間を入力してください。

支給停止期間とは

(例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

学校の種類・課程・学科 必須 --選択してください--

← 認定申請登録 (生徒情報) に戻る 入力内容確認 >

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録確認画面 (1/2)

認定申請登録確認



1

生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2010年04月01日
郵便番号	123-4567
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	森が関 1 1 1 1 1
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manyual@mext.go.jp
申請対象時期	2026年4月1日以降の申請
国籍	日本国
在留資格	
在留期限	
永住意思	
初入国時期	
日本学校卒業有無	
就労定着意思	
在留資格証明書提出方法	
在留資格証明書アップロードファイル	アップロードファイルをダウンロードするときは、ファイル名を選択してください(長押しや右クリックはできません)。

学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	
学校の名称	ローカル県立〇〇高等学校【学年制】(学校管理団体なし)
在学期間	2026年04月01日 ～ 現在
うち支給停止期間	
学校の種類・課程・学科	都道府県立 高等学校 (全日制)

手順

- 1 生徒情報、学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。

13ページへ

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録確認画面 (2/2)

確認事項

以下の内容を確認の上、□にチェックをつけてください。 必須

1

- 「記入上の注意」をよく読み、内容を確認しました。
 記入上の注意
- 「留意事項」をよく読み、内容を確認しました。
 留意事項
- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- I** 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。
 メールアドレスの利用目的および注意事項
- 本申請・届出・申出内容は、事実に相違ありません。
- 本申請・届出・申出に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。
- 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校に連絡してください。

II

2 本内容で申請する

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

14ページへ

補足

- I** メールアドレスについての確認事項は、メールアドレスを入力した場合のみ表示されます。
- II** 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(学校情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

5. 認定申請登録結果画面

1 認定申請登録結果

1 2 3 4
生徒情報入力 学校情報入力 入力内容確認 申請完了

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号
R-26-079-02-0001-0001

マイページに戻る

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。
以上で受給資格認定申請は完了です。

6. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2026年04月01日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2026年04月01日	受給資格認定申請		表示

手順

- 1 申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。